

## 熟年離婚における扶養的財産分与

—●会社人間であった夫と専業主婦との年金差額の半分は妻のもの!●—

我が国の離婚は年間25万538組と過去最高に達したということです。今回、熟年夫婦の離婚訴訟において、「扶養的財産分与として、夫と妻の年金の差額を、妻が死ぬまで生涯にわたって支払え」という注目される判決が言い渡されました(平11.7.30横浜地裁、判例時報1708号142頁)。

◎夫婦はともに昭和10年生まれ、昭和35年に結婚し、夫は昭和35年に乙株式会社に入社、平成7年定年退職、一方、妻である原告は結婚後専業主婦として生活してきましたが、平成4年ころから寝食を別にするようになり、平成9年、自宅を出て別居するようになりました。

### I 妻の主張

◎結婚生活は、自分自身の感情や望みを押し殺して、趣味を楽しむことも許されず、ひたすら夫の意を迎えることのみ心に砕く生活であり、夫のあまりの思いやりのなさに耐えられず、婚姻生活を続けることはできない。共有土地建物の夫の持分2分の1、夫名義の預貯金6500万円、退職金1650万円、年金6558万円(又は年額520万円)及び保険金受領権の2分の1について分与を求める。

### II 夫の主張

◎離婚原因は存在しない。共有土地建物の固定資産税などはすべて夫が負担してきたから、その半分は妻が負担すべきであり、また、妻はへそくりが4880万円程度あるはずである。年金・保険金受領権は、財産分与の対象とはならない。

### III 裁判所の判断

#### 1. 離婚原因の有無

夫は、妻に対して暴力を振るったり、不貞行為などはしていないが、夫は会社の仕事に全力を注ぐから、妻は家庭でそれを支えるべきであって、それが普通なのだと考えていた。しかし、妻はそのような考えに同調できず、また、幾度となく入院手術を受けたことで体力が衰え、家事も十分にこなすことができず、そういう状態に配慮してくれない夫とともに暮らしていく意思を失ってしまったものである。家庭内別居が始まってから7年、自宅を出て別居してから2年近くが経過しているが、双方ともに夫

婦関係を修復する努力もせず、妻は夫との婚姻継続の意思を完全に喪失しており、婚姻を継続し難い事情があるというほかない。

#### 2. 慰謝料

離婚慰謝料は200万円とするのが相当である。

#### 3. 財産分与

①土地建物 土地建物の購入代金は各自2分の1ずつ出し合い(妻は婚姻時に持参した株券を売却)、共有名義で登記しており、改築費用もそれぞれ2分の1ずつ負担しているので、本件土地建物(評価額4612万円)のうち夫の持分(2分の1)が財産分与の対象になる。

②預貯金等 夫名義の預貯金等6500万円がある。夫は妻のへそくりがあると供述するが、妻は貯めこんだ金具はないと供述しており、へそくりの存在を認めるに足りる証拠はない。

③退職金 夫は退職時に600万円の支給を受け、残りは年金として年に約230万円を20年間支給されることになっており、これを平成11年に解約すると既に受け取った年金を差し引き1195万円余となる。

④年金 夫の年金は年額約541万円、妻は年額約46万円余であるが、その保険料の大半は夫の収入から納付されていたものと認められるから、この年金見込み額全額を財産分与算定の考慮事由とする。

夫の受給する年金額約541万円から妻の受給年金額46万円余を控除すると約494万円となる。

財産分与の対象となる財産は、上記①②③④の計約1億円となり、妻の請求しうる額はその4割、4000万円となる。さらに扶養的財産分与として夫の受領する年金のうち妻の年金との差額の4割相当額、月額、16万円を、妻の死亡まで支払わせることとする。